

議案第 13 号

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 28 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 173 条第 13 項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章から第7章 略</p> <p>第8章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第173条 略</p> <p>2から12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14から17 略</p> <p>第3節から第5節 略</p> <p>第9章及び第10章 略</p> <p>附 則</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章から第7章 略</p> <p>第8章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第173条 略</p> <p>2から12 略</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士_____又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>14から17 略</p> <p>第3節から第5節 略</p> <p>第9章及び第10章 略</p>

この条例は、令和7年4月1日から施行する。